

## 北朝鮮のミサイル発射に関する決議

去る12月12日、北朝鮮は「人工衛星」と称するミサイルを発射し、フィリピンの近海に落下したと推定されている。

我が国を含むアジア各国をはじめ、国際社会の懸念と打上げ自制を求める声を無視し、ミサイルを発射したことは、国民生活に大きな不安を与えるだけでなく、我が国のみならず、東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、断じて容認できるものではない。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を利用したロケットの発射を禁止した国際連合安全保障理事会決議第1718号及び第1874号に違反していることは明白であり、北朝鮮が、情勢を悪化させるミサイル発射を再び強行したことに強く抗議する。

北朝鮮が、国連安保理決議を順守し、2002年の日朝平壤宣言、2005年の第4回6カ国協議共同声明の精神に立ち返るよう強く求める。

よって、政府におかれては、国民の安全と安心を確保する立場から、国連安保理を始め国際社会の一致した意思で、この地域の緊張をこれ以上高めることなく、北朝鮮への働きかけをより一層強めるとともに、北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的解決のため、今後とも更なる外交努力を行い、速やかに善後策を講じ、毅然とした対応を行うなど、引き続き全力を傾注されることを強く要望する。

以上、決議する。

平成24年12月21日

大阪府羽曳野市議会

内閣総理大臣  
防衛大臣

各あて